

令和5年

第3回 農業委員会総会（月例会）議案

令和5年3月7日

前橋市農業委員会

令和5年 第3回 農業委員会総会 議事録

- ・開会日時 令和5年3月7日午後2時07分
- ・閉会日時 令和5年3月7日午後3時29分
- ・開催場所 市庁舎11階北会議室

・出席委員（24人）

1番 松田 智之	2番 小池 真澄	3番 須賀 民雄	4番 平野 豊一
5番 阿久津 昌枝	6番 井田 健	7番 坂本 忠	8番 横室 辰雄
9番 関 けい子	10番 伊能 良雄	11番 齋藤 禎	12番 下田 将文
13番 矢端 晴美	14番 奥野 和子	15番 松島 敏男	16番 星野 和幸
17番 小堀 清	18番 関根 由彦	19番 澁澤 聖一	20番 青木 朱美
21番 深町 富士雄	22番 須田 一男	23番 石村 利夫	24番 江原 弘

・事務局出席者

事務局長 藤井 義嗣	局長補佐 長谷川 浩樹	局長補佐 井草 依早子	係長 深澤 直純
副主幹 佐藤 信一	副主幹 望月 優至	副主幹 福田 邦夫	主任 寺田 恵美
主事 柴野 雄介	嘱託員 古市 直子		

・付議事件

- (1) 議案第14号 農地法第3条の規定による許可申請について
- (2) 議案第15号 農地一時転用許可期限延長願いについて（4条）
- (3) 議案第16号 農地法の規定による許可後の計画変更申請について（5条）
- (4) 議案第17号 農地法第4条の規定による許可申請について
- (5) 議案第18号 農地法第5条の規定による許可申請について
- (6) 議案第19号 農業経営基盤強化促進事業に係る農用地利用集積計画の変更決定について

・協議事項

- (1) 令和5年～7年度農作業委託料金等参考額表について

・報告事項

- (1) 農地法第4条の規定による届出書の受理状況について
- (2) 農地法第5条の規定による届出書の受理状況について
- (3) 農地法第18条第6項の規定による通知書の交付状況について
- (4) 現況証明交付状況について

藤井局長	<p>それでは、定刻を少し過ぎてしまいましたが、これより令和5年第3回農業委員会総会を開催させていただきたいと思っております。開会に先立ちまして、深町会長よりご挨拶をお願いいたします。</p>
深町会長 藤井局長	<p>◇（挨拶）</p> <p>続きまして、本日の出席状況について、ご報告させていただきます。</p> <p>本日は24名、全員の方の出席でございます。従いまして、本会議は農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により過半数に達しておりますので、本会議は成立いたしますことをご報告申し上げます。</p> <p>なお、本総会は一般公開となりますので、傍聴者がいる場合は、随時、受付をさせていただきますことをご了承ください。</p> <p>ここからは、会議規則第5条の規定により、会長が議長となり会議を進めることとなりますので、深町会長よろしくをお願いいたします。</p>
議 長	<p>《深町会長、議長に就任》</p> <p>それでは、令和5年第3回農業委員会総会を開催いたします。初めに、前橋市農業委員会総会会議規則第25条第3項の規定により、議事録署名委員を指名させていただきます。11番 齋藤 禎委員、12番 下田 将文委員をお願いいたします。</p> <p>総会での発言については、前日も申し上げましたが、会議規則に基づき、挙手をして、自己の議席番号及び氏名を告げ、議長の許可を求めてから発言することとなっておりますので、よろしくをお願いいたします。それでは、早速、議事に入ります。</p> <p>議案第14号 農地法第3条の規定による許可申請について、整理番号1番から12番の審議に入ります。事務局の説明をお願いします。</p>
寺田主任	<p>◇（議案書・順次、整理番号、契約内容、備考等を朗読、説明）</p> <p>以上、12番を除く1番から11番の申請につきましては、農地法第3条第2項の不許可の条件に該当しないため、許可条件の全てを満たしておりますので、ご報告いたします。ご審議のほど、よろしくをお願いいたします。</p>
議 長 6番委員 (4班班長)	<p>なお、現地・面接調査を実施しておりますので、調査班長の報告をお願いいたします。</p> <p>整理番号3条の1番。使用貸借、新規就農。現地・面接調査案内図1ページから19ページをあわせてご覧ください。申請地は上沖町地内の群馬県立県民健康科学大学の西側に位置する農用地区域内の農地です。面接には申請者本人が来られました。申請地まで500m程度の距離にお住まいだそうです。申請に至った事由としては、申請地を借受け、コメの作付けをし、農業経営をしたいとのこと。申請に至った経緯としては、今回の地主の友人と申請者が二人で、2ha位の田で農作業を行っていたそうです。最初は、友人の手伝いをするようなかたちで農作業を行っていましたが、最近では立場が逆転し、申請者が主体的に農作業を行うようになってきたそうです。そのような状況の中、地主から土地の購入を持ちかけられましたが、土地は借りて営農したい希望があるため、今回の申請となったそうです。申請者は高校までは家の手伝いとして農作業の経験があり、また勤務先を退職してからは、先ほど説明したように友人と一緒に稲作を行っており、最近では主体的な立場で作業をするなど経験を積んでいるとのこと。また、今後はJAの組合員となり、収穫したコメはJAに出荷する予定であるとのこと。作業に必要なトラクター、管理機はすでに所有しており、今後、田植え機は譲り受ける予定だそうです。収穫作業については委託をし、また、ライスセンターへ委託をし、出荷、乾燥の作業も委託をしていきたいとのことでした。さらに、機会があれば、規模拡大もしていきたいとのことでした。調査班としましては、地主から農地の購入を持ちかけられるほど、今までの農作業に対し信頼を得ていること、また、本人の営農意欲の高さ等を考慮し、許可相当と判断しました。</p> <p>続きまして、整理番号3条の2番。使用貸借、新規就農です。現地・面接調査案内図は20ページから39ページです。申請地は大室公園の北北東の粕川町深津地内の農用地区域内の農地です。面接には申請者本人が見えました。申請者は申請地に隣接したところに居住し、申請</p>

地までは徒歩数分だそうです。申請に至った事由、経緯、この場所を選んだ理由としては、申請者の祖父も農家ですが、高齢により農作業が困難となってきたため、畑の作付けができなくなってきたそうです。このような状況の中、申請者が祖父から農地を借受け、野菜中心の農業経営を新規に行うため、今回の申請に至ったとのことであります。申請者は高校、短大で作物関連の知識を学び、卒業後も関連する業種に就き、そこでは、就農後に栽培する予定の野菜の育苗や栽培技術の経験を積んできたそうです。就農1年目には販売額300万円から400万円を目指し、最終的には販売額2,000万円を目指した経営を行いたいとのことでした。最終的には、常時雇用者3名を雇い、不足分をパートで補って農業経営をしたいとのことでした。営農に必要な機械としてはトラクター、動力噴霧器、草刈り機、耕耘機を所有し、さらに、畑を耕すためのライムソウ、プラウを所有しているそうです。今後は野菜栽培に必要となるマルチャー、ハンマーナイフ等を購入予定だそうです。作物の販売先としては、県内のJAファーマー、県内外の食の駅等での委託販売を考えているとのことでした。調査班としましては、営農意欲もあり、販売先の確保や将来のあるべき姿までを思いを巡らせていることが伺えたため、許可相当と判断しました。以上です。

議長

以上で事務局の説明、それから調査班長の報告は終わりましたので、皆さんからのご意見、ご質問ございましたら、お願いいたします。

◇(意見、質問等なし)

議長

ございませんか。なければ、採決をしたいと思います。

整理番号12番は5条申請と関連があるため、後に一括して審議を行います。整理番号1番から11番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。

◇(挙手)

議長

全員賛成でありますので、議案第14号 農地法第3条の規定による許可申請については、整理番号12番は5条申請と関連があるため、後に一括して審議を行うこととし、整理番号1番から11番を許可とすることに決定いたします。

次に、議案第15号 農地一時転用許可期限延長願第4条許可について、整理番号1番の審議をお願いいたします。事務局の説明をお願いします。

望月副主幹

◇(議案書・順次、整理番号、延長期限、転用目的等を朗読、説明)

議長

以上で事務局の説明が終わりました。皆さんからのご意見、ご質問ございましたら、お願いいたします。

◇(意見、質問等なし)

議長

なければ採決をいたします。

整理番号1番を承認とすることに賛成の方の挙手を求めます。

◇(挙手)

議長

賛成多数でありますので、議案第15号 農地一時転用許可期限延長願第4条許可については、整理番号1番を承認とすることに決定いたします。

次に、議案第16号 農地法の規定による許可後の計画変更申請、第5条許可について、整理番号1番の審議をお願いいたします。事務局の説明をお願いします。

佐藤副主幹

◇(議案書・順次、整理番号、内容等を朗読、説明)

議長

事務局の説明が終わりましたので、皆さんからのご意見、ご質問ございましたら、お願いいたします。

19番委員

はい、19番です。議案書の譲渡人、譲受人の年齢が書いてありませんが、これは隠しているのですか。

佐藤副主幹

こちらは、平成3年の申請になっておりまして、データの入力がなかったものですから、新たに入力をして、今の年齢しか出てきませんので、年齢は入っておりません。

議長

よろしいですか。

19番委員

はい。

議長

その他、どうでしょうか。ないようですので、採決をしたいと思います。

整理番号1番を承認とすることに賛成の方の挙手を求めます。

◇ (挙 手)

議 長 全員賛成でありますので、議案第16号 農地法の規定による許可後の計画変更申請、第5条許可については、整理番号1番を承認とすることに決定いたします。

次に、議案第17号 農地法第4条の規定による許可申請について、整理番号1番から5番の審議をお願いいたします。事務局の説明をお願いします。

望月副主幹 ◇ (議案書・順次、整理番号、転用目的、備考等を朗読、説明)

以上、整理番号1番から5番の申請については、農地法第4条第6項の不許可の条件に該当しないため、許可条件の全てを満たしておりますので、ご報告いたします。ご審議のほど、よろしくをお願いいたします。

議 長 以上で事務局の説明が終わりました。皆さんからのご意見、ご質問ございましたら、お願いいたします。

◇ (意見、質問等なし)

議 長 ないようですので、採決をしたいと思います。

整理番号1番から5番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。

◇ (挙 手)

議 長 全員賛成でありますので、議案第17号 農地法第4条の規定による許可申請については、整理番号1番から5番を許可とすることに決定いたします。

次に、議案第18号 農地法第5条の規定による許可申請について、整理番号1番から50番までの審議をお願いいたします。事務局の説明をお願いします。

佐藤副主幹 ◇ (議案書・順次、整理番号、契約内容、転用目的、備考等を朗読、説明)

以上、整理番号1番から28番、31番から49番の申請については、農地法第5条第2項の不許可の条件に該当しないため、許可条件の全てを満たしておりますので、ご報告いたします。ご審議のほど、よろしくをお願いいたします。

議 長 なお、整理番号1番、19番、30番、32番及び41番については、現地・面接調査を実施しておりますので、調査班長の報告をお願いいたします。

6番委員 (4班班長) それでは、報告させていただきます。整理番号5条の1番。賃貸借、太陽光発電施設。現地・面接調査案内図は40ページから47ページです。申請地は市立時沢小学校から西約1kmに位置し、周囲全てが市道に囲まれた小集団農地の辺縁部に位置する第2種農地です。面接には申請代理人が1人で見えました。申請法人は高崎市で建築会社を運営しているそうです。譲渡人の所有する蔵を会社の研究用に使用していますが、徒歩数分のところに申請地があることから、事業効率を考え、太陽光発電施設を計画したとのこと。申請に至った経緯です。土地所有者の知人の紹介で、申請法人の代表に、所有地の草刈りが困難との話があったそうです。そこで、太陽光発電施設にすれば、草刈りの手間がなくなるため、今回の申請となったとのこと。申請法人は同様の太陽光発電施設を高崎市、富岡市、渋川市北橋町に所有し、運営をしているそうです。現在までのところ、各施設の近隣から苦情等を寄せられたとの話は聞いていないそうです。申請地には545wのパネル936枚を設置し、510kwの能力で発電し、年間約770万円の売電収入を見込んでいるそうです。2022年12月14日には東京電力との間に売電契約が整っているそうです。発電シミュレーションによれば、20年間で約4,000万円が収益となり、撤去費用として約925万円、20年間の維持管理経費として約340万円を見込んでいるそうです。敷地には表面に小さな凹凸はあるものの、切土、盛土工事は行わず、雨水が浸透可能な素掘水路を敷地の傾斜に沿って設け、雨水流出がない計画としているそうです。申請書に書いてある「サーブルオール」というのは、工業製品で草が生えない処理をするものだそうです。法面に使用し、草が生えてこないように、また、法面が崩れないように使用するそうです。敷地内に余裕を持った計画としているので、境界確認は、今のところはしていないそうですが、周囲には管理のため、高さ1.5mのフェンスを設ける予定だそうです。敷地内に草が生えてきたときの対応は、管理会社の社員が行うそうです。また、施設は有資格者が定期的に、毎月、点検を行うことになっているそうです。調査班としましては、必要性、確実性、維持管理の計画もあり、周辺の農地に特段の迷惑をかける計画とは思えない

ことから、許可相当と判断しました。

続きまして、整理番号5条の19番です。売買、進入路兼露天駐車場。現地・面接調査案内図48ページから54ページです。申請地は前橋市粕川支所から南西約1.4kmに位置し、北側は申請者所有の既存の雑種地、南側は宅地、東側は宅地と道路、西側は道路に囲まれた小集団農地の辺縁部に位置する第2種農地です。面接には申請者本人と妻が来られました。申請者は中古車売買をしているそうです。申請地北側の土地を競売で取得し、露天駐車場として許可を受けましたが、車の通行に支障のない敷地西側の道路との段差が大きいため、南側の申請地を進入路兼露天駐車場として使用したいとのことです。申請に至った理由は、競売で取得した土地に道路からの進入路を造ると残った土地の利用勝手が悪くなるため、今回の申請地と併せて土地を有効活用したいとのことです。申請人の主な事業概要は中古自動車の売買です。現在は粕川町地内に約350坪の土地を借りて置場としていますが、この土地を返却しなければならないようになったそうです。中古車は、一旦、中東のドバイへ送り、そこを拠点にして、周辺各国へと送っているそうです。取り扱うのは乗用車中心であり、部品にばらしてのものは扱っていないそうです。取得した土地と今回、申請の土地には60台から70台程度、保管したいとのことです。申請地内は砂利敷とし、ぬからないように利用したいそうです。西側道路際には、コンクリートの塊を積んだ擁壁を設け、盗難防止のため高さ約2mの囲いを設け、照明も設置するそうです。敷地境界の確定作業は、まだしていませんが、境界の確認は行うとのことでした。調査班としましては、土地の必要性、事業の確実性が伺えること、周辺農地へ与える影響は極小さいこと等により、許可相当と判断しました。

整理番号5条の30番。賃貸借、露天駐車場、露天資材置場。現地・面接調査案内図55ページから61ページです。申請地は前橋市立元総社北小学校から北西は約900mに位置し、北側は道路と宅地、西側は道路、南側は雑種地、東側は畑に囲まれた小集団農地の辺縁部に位置する第2種農地です。面接には代理人事務所の職員が1名、見えました。申請法人は建設業、製造業、自動車販売整備事業を中心に営業しており、現在、空調設備関連の資材置場と駐車場が不足しているため、賃貸借により、露天資材置場、露天駐車場として整備したいとしています。最近では、携帯基地局の設置工事を複数の携帯会社から請け負っているそうです。特に5G規格のアンテナの工事が増えているとのことでした。現在の資材の保管場所としては、市外に2か所、本社のところには1か所あるそうです。市外の1か所は倉庫があり、屋外保管できないものは、この倉庫と本社倉庫に保管をしているそうです。今回、申請された土地には携帯基地局で使用するケーブルや機械類のうち屋外保管が可能なものや、土、砂、重機、電柱、トラック等を保管予定だそうです。土地造成は、転圧、碎石舗装で、当面使用し、その後、必要があれば、アスファルト舗装については考えたいとのことでした。また、雨水排水については、当面、碎石舗装であるため、今までの経験から、周囲の農地に迷惑をかけることはないだろう、と代理人は考えているそうですが、万一、迷惑がかかるようであれば、対策を考えたいとのことでした。さらに、アスファルト舗装を行う場合には、当然、排水対策を行うということでした。敷地周囲には当面、フェンス、照明等は設けずに利用したいそうですが、状況を見て、今後、必要があれば設置をすることになるとのことでした。なお、境界の確認は準備中であるとのことでした。調査班としては、露天駐車場、露天資材置場の必要性があり、周辺農地への被害防除対策も考えられていますが、申請地の一部に北側の住宅が食い込んで使用していることが、現地調査の結果、分かりました。そのため、北側の住宅の取扱いを申請者側で協議していただいたところ、今回は見送り、来月にまわりたいとの回答が事務局に寄せられています。

続きまして、整理番号5条の32番です。売買、露天駐車場、露天資材置場。現地・面接調査案内図62ページから67ページです。申請地は北関東循環器病院から東へ約800mに位置し、北側は道路、西側、南側、東側は畑に囲まれた小集団農地の辺縁部に位置する第2種農地です。面接には申請法人の代表者と手続きをした事務所の職員の2名が来られました。申請法人は、古紙の運搬から中間処理、加工を行い、製紙工場への運搬を行うリサイクル事業を行っています。現在、本社付近と申請地北側で車両を置いていますが、所有車両を全て置くには狭く、詰込み駐車、現在、不便を感じているとのことでした。申請地を譲っていただけ

とになったので、申請地を取得し、新たな露天資材置場及び露天駐車場として申請します、とのこと。申請に至った理由としては、約50年前に創業し、古紙回収業を始め、現在は、産業廃棄物ではないスーパーやドラッグストア等から出される段ボールに力を入れて、回収の営業をしているそうです。営業範囲は県内だけでなく、栃木県や埼玉県までエリアを広げ、使用する車両はコンテナ以外にパッカー車も数多く使用しているそうです。業務の拡大に伴い、車両やコンテナも増え、本社付近に10台分の借地、今回の申請地の北側の駐車場も半分くらいは借りているそうですが、置場、駐車場として利用しているそうです。本社敷地や本社近くの借地は詰込み駐車として利用しているため、車の出し入れに不便を感じている状況にあり、非常に困難をきたしているそうです。社員は自家用車で駐車場へ行き、自家用車から会社の車に乗り換えて各収集先へ行っている状況だそうです。その際も、先ほど言いましたように、詰込み駐車になっている関係から、大変だそうです。土地造成は傾斜地であるため、全体を1面の土地とせずに、上段、下段に分割して、2面となるようにして利用していきたいそうです。この際に土の搬入や搬出は行わず、現状の土の移動で整地をしたいとのことでした。また、整地の方法は、現在、専門家と相談中とのこと。敷地内は碎石舗装とし、自然浸透ができるようにし、雨水の流出防止に努めるとのこと。もし、問題が発生すれば、その都度、対応はしたいとのこと。敷地境界ギリギリまで利用する計画ではないので、境界の確定は行っていないそうですが、高さ1.8m程度のフェンスを設けたい意向だそうです。また、敷地内に停めた車両からバッテリーを盗まれるという被害にあったことから、外部照明は設けたいとのこと。調査班としましては、必要性があり、事業の確実性、周辺への配慮が見られることから、許可相当と判断しました。

整理番号5条の41番。売買、露天資材置場。現地・面接調査案内図69ページから75ページです。申請地は北関東自動車道駒形インターチェンジ出入口から北東へ約110mに位置し、北側と西側は道路、南側は畑、東側は堤に囲まれた市街化が進む区域内に位置する第3種農地です。面接には申請法人の代表者、社員、代理人の3名が見えました。申請の事由、及び経緯は、申請法人は建築、解体業を行っています。申請地北側に既存の資材置場がありますが、返却することになり、今後、継続して利用することができないため、適地を探していたところ、申請地が見つかったため、今回の申請となったということです。申請法人の主な事業内容は、解体工事と足場の設置、足場の解体がメインであり、資材置場は今回、返却することになった申請地北側に1か所あるだけとのこと。資材置場にはトラック、コンテナ、足場材、職人の通勤用の車、道具類、建設重機等を置きますが、解体材は、直接、処分場へ持ち込むため、置場には置かないとのこと。申請地は接続する道よりも少し低いですが、盛土は行わず、出入口となるスロープを設け、出入りする予定だそうです。また、雨水排水は敷地内での浸透処理としたいとのこと。敷地境界は確認しませんが、今後、境界は明示する予定とのこと。また、夜間照明の設置は考えていませんが、敷地周囲にはフェンス等の囲いの設置を行うとのこと。調査班としましては、夜間照明を設けないことから、南に隣接する農地への夜間照明の影響、また、盛土をしないことから、盛土による雨水の流出もなく、周辺農地への影響も少なく、必要性が伺えることから許可相当と判断しました。説明は以上です。

議 長

事務局の説明、それから調査班長の報告は終わりましたので、皆さんからのご意見、ご質問ございましたら、お願いいたします。

◇(意見、質問等なし)

議 長

ございませんか。ないようですので、採決をさせていただきます。

整理番号50番は3条申請と関連があるため、後に一括して審議を行います。整理番号29番、30番を保留とし、整理番号1番から28番、31番から49番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。

◇(挙 手)

議 長

全員賛成でありますので、議案第18号 農地法第5条の規定による許可申請については、整理番号50番は3条申請と関連があるため、後に一括して審議を行うこととし、整理番号29番、30番を保留とし、整理番号1番から28番、31番から49番を許可とすることに決

定いたします。

なお、3,000㎡を超える許可処分については群馬県農業委員会ネットワーク機構の意見を聴いて、意見が「異存なし」と答申のあったものについて、会長専決により許可書を交付することになりますので、ご承知おき願います。

開始から1時間程経ちますので、暫時、休憩とさせていただきます。

(※暫時、休憩)

議 長

それでは、再開いたします。

先に審議を保留にしました農地法第3条の整理番号12番、農地法第5条の整理番号50番の審議をお願いいたします。事務局の説明をお願いします。

寺田主任

◇(議案書・順次、整理番号、契約内容、備考等を朗読、説明)

以上、12番の申請につきましては、事務処理基準に基づく許可基準を満たしておりますので、ご報告いたします。

佐藤副主幹

◇(議案書・順次、整理番号、契約内容、転用目的等を朗読、説明)

以上、整理番号50番の申請については、農地法第5条第2項の不許可の条件に該当しないため、許可条件の全てを満たしておりますので、ご報告いたします。ご審議のほど、よろしくをお願いいたします。

議 長

なお、現地・面接調査を実施していますので、調査班長の報告をお願いいたします。

6番委員

報告いたします。整理番号3条の12番、5条の50番。使用貸借、営農型太陽光施設。現地・面接調査案内図76ページから138ページをあわせてご覧ください。申請地は、一時転用期間3年経過後の更新手続きです。また、同時にこれまでの申請者を関連会社に変更し、さらに、営農で栽培する品目を変更したいとの内容です。申請地は、堀越町、茂木町地内にある農用地区域内の農地です。面接には、メンテナンス工事業者の社員、譲渡法人の社員の2名が出席しました。設置者を変更する理由ですが、これまでの申請法人は、今回、申請する法人の子会社であり、代表者は両者とも同一の人物です。親会社である今回の申請法人は、不動産関係をメインとしている会社であり、今までの会社は農業をメインとして農地所有適格法人となっています。農地所有適格法人として、今後も活動するには、農業所得以外の収入の割合を下げておく必要があるため、親会社に設置者を変更するものです。また、下部の営農については、稲、ブルーベリー、サツマイモを予定しているそうです。ブルーベリー栽培は伊勢崎市で実績がありますが、前橋市では、まだ樹が育っていないことから、収穫実績はありません。水稻は引き続き栽培を継続したいとのことです。ブルーベリーは収穫まで年数がかかることから、今回、1年ごとに収益が見込めるサツマイモを栽培することとしたとのことです。水稻の収量は、10a当たり515kgと450kgとなっており、問屋への販売を行っているそうです。サツマイモは、これから収穫ですが、掘ったままの状態を持ち込める加工業者へ販売する予定です。また、ブルーベリーは前橋市内の卸売業者への販売を考えているそうです。農作業については、これまでの所有会社の社員が行うとのことでした。調査班としましては、申請者の変更はやむを得ないものであり、栽培品目の変更についても、より早く収益が見込めるものへの変更であり、合理的判断と認め、許可相当と判断しました。以上です。

議 長

以上で事務局の説明、それから調査班長の報告が終わりました。皆さんからのご意見、ご質問ございましたら、お願いいたします。

5番委員

5番です。現地・面接調査案内図102ページの「農業経営収支」という表がありますが、そこに平成2年度から平成4年度の農業粗収入の数字が上がっています。先ほど前橋ではブルーベリーはまだ採れていないということですが、これは全部、コメの収入ということで考えてよろしいですか。

6番委員

ブルーベリーについては、伊勢崎市で実績があるそうです。

(4班班長)

5番委員

そうすると、この金額は全体の売上、収入ということで、よろしいでしょうか。

6番委員

前橋市ではブルーベリーは、まだ苗木の状態、収穫が見込める状態ではありませんので、前橋市だけではなく他のところを含めた数字だと考えます。

(4班班長)

- 5 番委員 そうすると、今後、サツマイモという話が出ていますが、これはブルーベリーを植えてあるところに植えるということでしょうか。
- 6 番委員  
(4 班班長) ブルーベリーを今まで植えていたところに、新たにブルーベリーに替えて、サツマイモを栽培したいとのことですが、全てブルーベリー、全てサツマイモではなく、ブルーベリーにするところと、サツマイモを新たに植えていくところ、また水稲ということで、栽培品目が増えるということになります。
- 5 番委員 分かりました。
- 4 番委員 4 番です。営農型太陽光ということですが、稲作も、すでに太陽光の下でやっているのでしょうか。
- 6 番委員  
(4 班班長) 稲作も太陽光の下でやっていました。また、ブルーベリーも太陽光の下に植わっていましたが、収穫が見込める状態ではありませんでした。稲作は刈り取った後がありました。以上です。
- 議 長 他、何かありますか。
- 1 8 番委員 作物の変更ということですが、作物が変更になった理由というのがありますか。
- 6 番委員 先ほど説明させていただきましたが、ブルーベリーは収穫までに年数がかかります。サツマイモは植えれば、その年には売り上げが見込めるということで、収益性の問題かと考えます。
- 1 8 番委員 今まで、ブルーベリーは結構、栽培していますよね。あえてブルーベリーを止めて、サツマイモを植えるということですか。
- 6 番委員  
(4 班班長) ブルーベリーを全て止めるわけではなくて、継続して植えてあるところもあります。ただ、水稲のところは収益が上がっていますけれども、ブルーベリーを今まで植えてあったところは、収益が全然なく、また、これから先もすぐには見込める状態ではないので、いくらか収益を上げたいということで、栽培品目の変更を考えたのだと思います。
- 1 8 番委員 分かりました。つまり、ブルーベリーはだめだったということですね。
- 議 長 他にどうでしょうか。他にないようですので、採決をしたいと思います。
- 農地法第 3 条の整理番号 1 2 番、農地法第 5 条の整理番号 5 0 番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。
- ◇ (挙 手)
- 議 長 賛成多数でありますので、農地法第 3 条の整理番号 1 2 番、農地法第 5 条の整理番号 5 0 番を許可とすることに決定いたします。
- 続いて、議案第 1 9 号 農業経営基盤強化促進事業に係る農用地利用集積計画の変更決定について、審議に入ります。事務局の説明をお願いします。
- 柴野主事  
議 長 ◇ (議案書の朗読、説明)
- 以上で事務局の説明が終わりましたので、皆さんからのご意見、ご質問ございましたら、お願いいたします。
- 議 長 ◇ (意見・質問等なし)
- ないようですので、採決をしたいと思います。
- 議案第 1 9 号について、原案を決定することに賛成の方の挙手を求めます。
- 議 長 ◇ (挙 手)
- 全員賛成でありますので、議案第 1 9 号 農業経営基盤強化促進事業に係る農用地利用集積計画の変更について、原案を決定いたします。
- 次に、協議事項 (1) 令和 5 年から 7 年度農作業委託料金等参考額表について、協議をお願いいたします。事務局の説明をお願いします。
- 長谷川局長補佐  
議 長 ◇ (別途資料の朗読、説明)
- 以上で事務局の説明が終わりました。皆さんからのご意見、ご質問ございましたら、お願いいたします。
- 議 長 ◇ (意見・質問等なし)
- ないようですので、採決をしたいと思います。
- 令和 5 年から 7 年度農作業委託料金等参考額表について、原案を承認することに賛成の方の挙手を求めます。

議 長

◇ (挙 手)

全員賛成でありますので、協議事項（１）令和５年から７年度農作業委託料金等参考額表については、原案を承認することに決定いたします。

次に、２６ページ以降の報告事項ですが、報告事項（１）から（４）までの内容は、

（１）法第４条の届出書の受理状況	３件
（２）法第５条の届出書の受理状況	１６件
（３）法第１８条第６項の規定による通知書の交付状況	７６件
（４）現況証明交付状況	２件

また、報告事項（５）は追加となりますが、２月総会において許可とした法第５条の農地転用１件について、群馬県農業委員会ネットワーク機構の意見が「異存なし」と答申がありましたので、会長専決により許可書を交付しておりますので、後ほどご覧いただきたいと思ひます。

以上で、本日の議事は全て終了いたしましたので、総会を閉会とさせていただきます。

（閉会午後３時２９分）